

## サービス管理責任者等に関するQ&A

### 共 通

Q：相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了しているが、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を再度受講しなければならないのか。

A：相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了していれば、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講しているものとみなされます。

### 基礎研修・実践研修

Q：サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者はサービス管理責任者等として配置できるのか。

A：2年以上（※一定の要件を満たした場合は6か月以上）の直接支援又は相談支援の業務に従事した後、サービス管理責任者等実践研修を修了することで、サービス管理責任者等として配置できます。

※ <一定の要件>

- ① 基礎研修修了時にすでにサビ管等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において以下の個別支援計画作成の業務（少なくとも概ね10回以上）に従事する。
  - ・サビ管等が配置されている事業所において、個別支援計画作成の原案作成までの一連の業務を行う。
  - ・やむを得ない事由によりサビ管を欠いている事業所において、サビ管等とみなして従事し、個別支援計画作成の一連の業務を行う。
- ③ 上記業務に従事することについて、県に届出を行う。

<③の県に届出が必要な書類>

- ①変更届出書（様式第2号）、②指定に係る記載事項（付表）、③経歴書、
  - ④雇用契約書（写）、⑤従業者の勤務体制及び勤務形態一覧、⑥組織体制図、
  - ⑦資格を証する書類（写）、⑧実務経験証明書、
  - ⑨相談支援従事者研修（講義部分）受講証明書、
  - ⑩サービス管理責任者等研修修了証（写）
- ※ 個別支援計画の業務に従事していることがわかるよう、④の勤務形態一覧の職種欄に「サビ管（計画業務従事）」等と記載すること。

なお、実務経験要件を満たしている者が、令和3年度までにサービス管理責任

者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した場合、経過措置として、両研修修了時から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者等として配置することができます。

Q：サービス管理責任者等基礎研修を修了したが、実務経験の要件を満たさず、5年経過した場合には、再度、基礎研修からの受講となるのか。

A：実践研修の受講開始日前5年間に通算2年以上実務経験がある場合に受講することができることから、再度、基礎研修から受講する必要はありません。

#### 更新研修

Q：令和5年度に更新研修（1回目）を受講した場合、次の更新研修受講（2回目）はいつになるのか。

A：研修受講年度の翌年度から5年度間（令和6年度から令和10年度）に1回更新研修を受講してください。また、その次（3回目）は令和11年度から15年度までの5年度間に1回更新研修を受講してください。

Q：令和5年度に更新研修を修了できず資格を失った場合どうすればいいのか。

A：更新研修を修了できず資格を失った場合、令和6年度以降に実践研修をしてください。

Q：更新研修を受講する際はサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者として配置されている必要があるか。

A：過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は現にこれらの業務に従事していることが必要です。

---

※ 制度改正により内容が一部変更になる場合があります。